

令和3年度

新潟市古町地区魅力創造支援補助金

募集要項

新潟市都市政策部まちづくり推進課

この要項は、新潟市古町地区魅力創造支援補助金の補助事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

本補助金は、古町地区が持つ地域資源を活かした事業を行う者に対し、その費用の一部を補助することで、立ち寄りたくなる場所を作り、回遊性を向上させるなど、同地区の魅力向上を図ることを目的とする。

2 応募要件

(1) 申請者

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- ・暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- ・市税を完納していること

(2) 補助対象事業

古町地区（別図参照）において実施する、同地区が持つ地域資源を活かしたコンテンツ創造（※）を行う事業で、次の要件を全て満たすもの

- ・新潟市古町地区将来ビジョンの具現化に寄与する事業であること
- ・宗教、政治、選挙活動が含まれる事業、公共の福祉に反する事業でないこと
- ・行政庁等の許可・認可等が必要な場合は、当該許可・認可等を受けられることが確実に見込まれる事業であること

※コンテンツ創造とは…商品、サービスその他これらに類するものの新規開発又は改良を行うこと

3 支援内容

(1) 補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費のうち、次に定めるものとする。

経費区分	対象経費の説明
謝礼	専門家（アドバイザー、講師等）の招へいにかかる謝礼
旅費	専門家（アドバイザー、講師等）の招へいにかかる旅費及び販路開拓等のための旅費
消耗品費	補助対象事業の用に使用したことが明確で、その金額が特定できる物品（取得価格が1品につき3万円未満のものに限る。）の購入にかかる経費
役務費	補助対象事業の実施に必要な通信料及び郵便料
委託料	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
使用料及び賃借料	補助対象事業の実施に必要な機器、設備等のリース料及びレンタル料

備品購入費	取得価格が1品につき3万円以上の物品購入にかかる経費
その他市長が必要と認めるもの	事業実施のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費

注1：補助対象事業の用に使用したことが明確でない経費や、領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費は除くものとする。

注2：消費税課税事業者の場合、補助対象経費は、消費税仕入控除税額を除いた額とする。

(2) 補助率

3分の2

(3) 補助金の上限額

500万円以内

※実際の補助金額は、上限額の範囲内で市が決定する。予算上、件数や内容を限定する場合があります。

4 スケジュール

期日	内容
令和3年7月2日（金）午後5時必着	申請書提出期限
令和3年7月中旬	選定委員会にて事業者を決定
令和3年7月下旬	選定結果通知送付

5 応募方法

次項の書類を、期限までに提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類	備考
1	補助金交付申請書	別記様式第1号
2	事業計画書	別記様式第1号添付書類
3	収支予算書	別記様式第1号添付書類
4	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	
5	その他市長が必要と認める書類	

※No.2からNo.4の書類は、同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

(2) 提出期限

令和3年7月2日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

持参、郵送のいずれか

(4) 提出先

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市都市政策部まちづくり推進課

(5) 応募にあたっての留意事項

- ・受付時間は午前9時から午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）とする。
- ・本事業への応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ・提出書類の返却は行わない。
- ・市が必要と認める場合は、応募者に追加書類の提出を求めること、又は提出書類について問い合わせることがある。
- ・本件に係る情報公開請求があった場合は、新潟市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

6 事業者の選定方法

(1) 選定方法

- ・選定委員会を設置し、補助対象者の選定を行う。なお、選定委員会の会議は、非公開とする。
- ・提出書類に基づき選定する。
- ・審査項目と評価基準により総合的に審査する。必要に応じてヒアリングを行う場合がある。なお、提案書類や提案内容について、無断で選定以外の目的で使用したり情報を漏らしたりすることはない。
- ・配点合計が60点未満の申請者は、不交付となる。

(2) 審査項目と評価基準

審査項目	評価基準	配点
事業の実現性	予定した期間内に実施可能な事業計画であり、その事業内容を中止することなく安定的に実施できる体制が整っているか	10点
事業計画の有効性	新潟市古町地区将来ビジョンの方向性に合致するものであるか	20点
	古町地区の魅力を向上させ、恒常的な賑わいの創出に寄与するものであるか	30点
	事業の効果が古町地区全体に広がるものであるか	20点
	新規性のあるものであるか	10点
補助対象経費の妥当性・効率性	経費の使途・金額が合理的で、費用対効果の観点から優れたものであるか	10点

(3) 選定結果通知

選定結果については、「補助金交付（不交付）決定通知書」により通知する。なお、選定内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

(4) 事業の廃止・変更

やむを得ず事業を廃止する場合又は事業計画を変更する場合は、事前にまちづくり推進課に連絡すること。

7 補助金の交付

(1) 実績報告

補助対象事業の完了後30日以内又は補助金交付年度の2月末日のいずれか早い期日までに、次の書類を提出すること。

No.2からNo.5の書類については、補助対象者に別途指示する。

No.	提出書類	備考
1	補助金確定通知書	別記様式第7号
2	事業報告書	別記様式第7号添付書類
3	収支決算書	別記様式第7号添付書類
4	補助対象事業に要した費用の領収書の写し	別記様式第7号添付書類
5	その他市長が必要と認める書類	

(2) 補助金額の確定・交付

実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合は、交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、その旨を「補助金確定通知書」により通知し、補助金を交付する。

8 問い合わせ先

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

新潟市都市政策部まちづくり推進課

電話：025-226-2711 FAX：025-229-5150

電子メール：machisui@city.niigata.lg.jp

別図

 : 補助対象区域

